

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについての会社の取り組みに関する基本的な方針
企業価値の向上にむけ、すべてのステークホルダーに対する経営の透明性と公平性の確保、及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる機動的な意思決定を行える経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。今後もさらに一層、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ミツバ	1,795,040	51.14
株式会社横浜銀行	173,500	4.94
両毛システムズ従業員持株会	88,300	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	81,200	2.31
日野 昇	69,800	1.98
株式会社みずほ銀行	65,000	1.85
セコム損害保険株式会社	65,000	1.85
有限会社サンフィールド・インダストリー	59,000	1.68
三菱UFJ信託銀行株式会社	56,000	1.59
桐生瓦斯株式会社	40,560	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社ミツバ(上場:東京)(コード) 7280

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社ミツバ及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様、個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社は親会社である株式会社ミツバ(以下「親会社」)の企業グループに属しており、親会社の議決権所有割合は51.3%となっております。当社取締役8名のうち2名は親会社の取締役を兼任しております。親会社は輸送用機器関連事業を行っており、当社は情報サービス関連事業を営んでおります。当社は親会社に対して情報サービス関連商品を販売しており、その売上比率は8.8%であります。当社は親会社とは独自の事業領域で独自の事業活動を行っており、親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリットは特にありません。また、親会社およびその企業グループとの取引は個別の案件ごとに協議、相見積り等を実施しており、当社との関連を有しない会社との取引と同様に決定しておりますので、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響は特にありません。以上のことから、当社は親会社からの一定の独立性を確保し、また少数株主の保護に反していることはないものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

阿久戸 庸夫

他の会社の出身者

○

○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿久戸 庸夫		親会社の取締役である	企業経営の豊富な経験知識を活かして親会社の立場から当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制を強化するために、独立性の有無にかかわらず、選任しております。 同氏を通じて、株式会社ミツバとの情報交換や相互理解を図るとともに、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただいております。なお、同社及び同社グループ各社との取引については、一般取引先と同様個別の協議により決定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、期中監査及び期末監査を計4回実施しております。

監査役は、会計監査人から期中監査及び期末監査の結果について報告を受けております。

内部監査部門として監査室を設置しております。

監査役と内部監査部門は適宜情報交換を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)	変更
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
星野 陽司	他の会社の出身者													
図子田 誠	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野 陽司	○	星野物産株式会社代表取締役社長 平成18年6月14日付で責任限定契約を締結しております。	企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社の経営全般を監視する役割を担っていただくために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に選任しております。
図子田 誠	○	株式会社アムズ代表取締役社長 平成23年6月23日付で責任限定契約を締結しております。	企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社の経営全般を監視する役割を担っていただくために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員的人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営成績によって変動する業績連動型報酬で構成しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	変更
--------------	----

社内取締役を支払った報酬 48,608千円
社内監査役を支払った報酬 9,402千円
社外監査役を支払った報酬 4,800千円
※)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経營業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役への情報伝達は、総務部及び監査室が窓口となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行に係る事項

(執行役員制度)

執行役員は、取締役会において選任され、代表取締役社長の指揮命令を受けて、機能、事業部門ならびにグループ子会社の業務を執行しております。執行役員制度導入の目的は、意思決定の迅速化により担当業務を効率的に執行し、以って会社業績の向上に貢献することであり、執行役員は、社長執行役員1名、専務執行役員2名、常務執行役員2名と執行役員5名(平成27年6月18日現在)の計10名であります。

(常務会)

常務会は、役付執行役員5名および非常勤取締役1名で構成されており、取締役会から委任された経営に関する重要事項について協議、決定を行います。また、事業計画、利益計画及び予算の協議を行い、事業遂行の先行管理の充実を図っております。経営環境変化に対して機動的な意思決定を行うために、常務会は毎週開催し、必要であれば適時に臨時常務会を開催しております。また、常勤監査役も出席し、重要事項の協議において適宜意見を述べております。

監査・監督に係る事項

(取締役会、監査役会)

取締役会は社外取締役1名を含む8名(平成27年6月18日現在)の取締役で構成されており、経営の監視・監督を行っております。

監査役会は、常勤監査役1名、独立性の高い独立役員でもある社外監査役2名の3名(平成27年6月18日現在)で構成されており、取締役の業務執行の適正性について監視を行っております。また、各監査役は、取締役会へ出席し、重要な経営の意思決定について適宜意見を述べております。

(監査役及び内部監査機能の強化)

当社は、内部監査部門として、監査室を設置し、スタッフを2名配備しております。監査室は、監査役と連携して適法かつ適正・効果的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。監査結果は、社長及び執行役員に報告するほか、監査役にも報告しております。また、監査役及び監査室は、会計監査人による監査の講評に出席しており、会計監査人との相互連携を図っております。

(会計監査人)

会計監査人は、新宿監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類すべてを提供し、適正な監査が行われるよう環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定社員・業務執行社員王生 米秋氏、同末益 弘幸氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

会計監査人は、会計監査の結果の概要を取締役ならびに監査役へ報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。当社は、上記のとおり監査役会を設置しており、独立性の高い独立役員でもある社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の監査役設置会社の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図るため、開催日は、いわゆる集中日以外の日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	岡毛システムズ倫理規範において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境の保全を企業の社会的責任として認識し、環境保護活動を計画的かつ継続的にするため、平成16年度にISO14001の認証を取得いたしました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの価値の総体である企業価値の向上を図るために、事業活動の効率性を高めるための内部統制、財務報告の信頼性を高めるための内部統制、法令遵守のための内部統制の各々のシステムを強化することが重要であると認識しております。そして、取締役、執行役員、従業員がプロセスとしてこれを実施する全員参加型の内部統制システムの確立を基本方針として、その実現に取り組んでまいります。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法の定めに従い取締役会において内部統制体制の整備に関する基本方針につき決議しております。

(1) 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- a) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「経営理念・行動理念」に基づき行います。
- b) 当社は、代表取締役が議長を務める「関係会社経営会議」を設置し、当社企業集団における業務執行を統括いたします。
- c) 当社は、コンプライアンスを統括する執行役員を任命し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
- d) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「RS倫理規範」の周知徹底をはかります。
- e) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
- f) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「RSなんでも相談窓口」を設置いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存および管理を行います。

(3) 当社および子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について

- a) 当社は、リスク管理に係る社内規程を整備し、前述の関係会社経営会議にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底をはかります。
- b) 当社ならびに当社グループは、ミツバグループで定められたBCP(事業継続計画)と連携して、適切な管理体制を整備いたします。

(4) 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- a) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
- b) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営計画会議」および「常務会」等を設け業務執行の迅速化をはかります。
- c) 当社ならびに当社グループ各社は、中期(3年間)および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- a) 当社は、経営計画会議において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。関係会社経営会議では、定期的に各社の事業状況の報告を受けております。
- b) 当社は、グループ各社担当の執行役員を任命し、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- a) 当社は、当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、職務を補助する従業員を配置いたします。
- b) 当社監査役の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
- c) 当社監査役の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

(7) 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- a) 当社ならびに子会社の取締役等および従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査役に報告を行います。
- b) 当社監査室および関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
- c) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査役へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規程、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規程を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について

- a) 当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
- b) 前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- a) 当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
- b) 当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

(10) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

